

町名変更による

会社・法人等の変更登記の手引き

千代田区

目 次

1	まえがき	1
2	商業・法人登記について	2
3	不動産登記について	4
4	登記に関する注意事項	5
5	登記申請書の記載例	6

1 まえがき

平成30年1月1日の「三崎町及び猿楽町の町名変更」実施により、実施区域内の会社・法人・組合（以下「会社等」という）の本店・主たる事務所（以下「本店等」という）、支店・従たる事務所（以下「支店等」という）の所在地又は個人の住所が変更されます。

登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所などが変更される場合、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくこととなりますが、今回の町名変更におきましては、不要となる手続きもあります。

この冊子では登記手続きについてご案内いたします。ご覧いただき、それぞれ必要となる手続きをしていただくよう、お願いいたします。

なお、登記手続き以外にも、各会社、事業所等、業種業態に応じた手続きもありますので、同封の「町名変更に伴う住所変更の手引き」も、あわせてお読みください。

2 商業・法人登記について

登記簿は区から法務局への通知により**自動修正**されます。

東京法務局法人登記部門管内にある会社等のデータであれば、**手続き不要**です。

(書き替わる事項・・・本店、主たる事務所、支店、従たる事務所、営業所、支配人を置いた営業所、役員に関する事項、支配人に関する事項)

なお、**東京法務局法人登記部門管外**にある会社等のデータについては自動で変更されませんが、区から法務局への通知により変更の**登記があったとみなされる**ため、登記の申請の義務はありません。ただし、登記簿上の表記を**変更したい場合は**、各会社等で個別に変更の手続きが必要になります。

☆ 千代田区内の商業・法人登記及び不動産登記の管轄法務局は、**東京法務局**です。

東京法務局

(管轄区域：千代田区、中央区、文京区及び島しょ部)

〒102-8255 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

電話 03-5213-1234 (代表番号)

03-5213-1330 (不動産登記申請)

03-5213-1337 (商業・法人登記申請)

その他管轄法務局につきましては、下記をご参照下さい。

参照：法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

※ 会社等の代表者・支配人の印鑑登録

登記事項証明書の内容が反映されるため、**手続き不要**です。

○本店等及び支店等の所在地の変更

本店等所在地	支店等所在地	手続き方法及び必要書類
東京法務局法人 登記部門管内	ない、又は 東京法務局法人 登記部門管内	自動修正されるため、手続き不要。
	東京法務局法人 登記部門管外	本店等の登記は、自動修正されるため手続き不要。 支店等の登記は、 <u>登記の申請の義務はないが、登記簿上の表記を変更したい場合は</u> 、本店等の登記の欄を変更するために支店等所在地を管轄する法務局へ変更の申請を行う（6～9 ページの記載例 1, 2 を参照）。 必要書類：①変更登記申請書 ②登記事項証明書（会社法人等番号を記載すれば添付省略可能） ※登録免許税は非課税 <u>本支店一括申請はできません。（※）</u>
東京法務局法人 登記部門管外	三崎町・猿楽町	本店等の登記における支店等登記の欄について、 <u>登記の申請の義務はないが、登記簿上の表記を変更したい場合は</u> 、本店等の所在地のある管轄の法務局にて変更の申請を行う。 支店等の登記は自動修正されるため手続き不要。 <u>本支店一括申請はできません。（※）</u>

※本支店一括申請

本店等と支店等がある会社等の場合で、両方の変更申請を行う場合に、本店等のある管轄の法務局と、各支店等のある管轄の法務局へそれぞれ申請を行うが、特別に、本店等のある法務局にて支店等の変更申請分も受理する制度。ただし、今回は東京法務局法人登記部門管内にあるデータが自動修正されることにより、変更申請を行うのは東京法務局法人登記部門管外にあるデータのみとなり、この制度が利用できません。

○代表者の住所変更

本店等所在地	代表者住所	手続き方法及び必要書類
東京法務局法人 登記部門管内	三崎町・猿楽町	自動修正されるため、手続き不要。
東京法務局法人 登記部門管外	三崎町・猿楽町	<u>登記の申請の義務はないが、登記簿上の表記を変更したい場合は</u> 、変更の申請を行う（10～13 ページの記載例 3, 4 を参照）。 必要書類：①変更登記申請書 ②町名変更証明書 ※登録免許税は非課税

3 不動産登記について

表題部は、自動修正されます。（1月1日付で書き換わり、1月4日に窓口で登記簿謄本を請求した際は、書き替わっています。）

権利部については、内容が書き替えられるわけではないので、不動産登記簿が不動産の所有など権利を示す書類であることから、すみやかな手続きが望めます。

○会社等が所有する土地

誰が	どこの土地を変えるか？	必要書類
三崎町・猿楽町に所在する会社等 （費用は非課税、登記事項証明書を添付する場合は、別途その費用がかかります。）	三崎町・猿楽町の土地	①変更登記申請書 ②印鑑 ③町名変更証明書 ④登記事項証明書※（新住所に書き替わったもので、1か月以内に交付されたものに限る。） ※申請書に会社法人等番号を記載した場合、④登記事項証明書は添付省略できます。
	東京法務局管内の土地	
	東京法務局管外の土地	
三崎町・猿楽町以外に所在する会社等	三崎町・猿楽町の土地	表題部は自動修正され、権利部に記載ある住所は三崎町・猿楽町ではなく、元々変更が無いため、手続き不要

□町名変更証明書は、実施日以降、平成30年1月4日に郵送いたします。

4 登記に関する注意事項

- 登記の手続きには、「町名変更証明書（又は町名変更通知書）」のほか「登記申請書」が必要です。
 - 登記申請書には、「会社・法人の法務局への届出印」を必ず押印してください。
 - 登録免許税は、「町名変更証明書（又は町名変更通知書）」を添付すれば免除されません。
 - 申請書はA4の用紙に記載し、添付書類と共に左綴じにして、必要事項を記入し、管轄の法務局へ提出してください。
 - 紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
 - 文字は、パソコン（ワープロ）で作成するか、黒色ボールペンで、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
 - 申請書には受付番号シールを貼りますので、1枚目は5cm程度の余白を設けてください。また、昼間ご連絡がとれる電話番号を必ず記載して下さい。
 - 不動産の表示は、登記済権利証や登記事項証明書の記載のとおり正確にご記載ください。なお、不動産番号を記載することで、不動産の表示にかえることができます。
 - 代理人が申請書を提出する場合は、代理権限証書として委任状を添付してください。この場合、申請書には代理人が押印してください。申請人の印は不要です。
 - 継続用紙を付けるときは必ず契印（申請者又は代理人の印鑑）をしてください。
 - 郵送による申請も可能です。封筒の表に「法人（又は不動産）登記申請書在中」と記載の上、書留郵便で送付してください。
- ※ 郵送による申請の場合、不動産登記については「登記完了証」が発行されますので、郵便切手を貼った返信用封筒と簡易書留分の切手が必要になります。なお、法人登記については不要です。

5 登記申請書の記載例

<記載例1> 株式会社の支店における登記変更

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

- 1. 商号 千代田商事株式会社
- 1. 本店 東京都千代田区□□町○丁目○番○号
- 1. 支店 横浜市中区□□○丁目○番○号
- 1. 登記の事由 町名変更による本店の変更
- 1. 登記すべき事項 平成30年1月1日町名変更
本店 東京都千代田区神田□□町○丁目○番○号
- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税
- 1. 添付書類 登記事項証明書 添付省略
会社法人等番号 0000-00-0000000
- 委任状

← 登記されている本店所在地

← 登記されている支店所在地

町名変更後の本店

この記載がないと、登記事項証明書の添付が必要になります。

← 代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 30年 月 日 ← 申請書提出年月日

東京都千代田区神田□□町○丁目○番○号※1

申請人 千代田商事株式会社※2

東京都千代田区神田□□町○丁目○番○号※3

代表取締役 法務 太郎

印

登記所届出印（会社実印又は認印）

※1～※4には、それぞれ
※1→本店（変更後の本店）
※2→商号
※3→代表取締役の住所及び氏名
※4→代理人の住所及び氏名を記載します。

印 { 東京都千代田区□□〇丁目〇番〇号※4
上記代理人 法務 三郎 (印) }
連絡先の電話番号 03-1234-5678

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。

〇〇地方法務局

御中

委任状の例

委任状

東京都千代田区□□〇丁目〇番〇号
法務三郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。
本店が、町名変更により平成30年1月1日東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号になったことに伴い、その変更の登記を申請する一切の件

平成30年〇〇月〇〇日

東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号
千代田商事株式会社
代表取締役 法務 太郎 (印) (注)

(注) 登記所に提出している印鑑又は認印を押してください。

受付番号票貼付欄

特例有限会社変更登記申請書

- 1. 商号 千代田商事有限会社
- 1. 本店 東京都千代田区□□町○丁目○番○号
- 1. 支店 横浜市中区□□○丁目○番○号
- 1. 登記の事由 町名変更による本店の変更
- 1. 登記すべき事項 平成30年1月1日町名変更
本店 東京都千代田区神田□□町○丁目○番○号
- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税
- 1. 添付書類 登記事項証明書 添付省略
会社法人等番号 0000-00-0000000

登記されている
本店所在地

登記されている
支店所在地

町名変更後の本店

この記載がないと、登記事項証明書の添付が必要になります。

代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり，登記の申請をします。

平成 30年 月 日 申請書提出年月日

東京都千代田区神田□□町○丁目○番○号※1

申請人 千代田商事有限会社※2

東京都千代田区神田□□町○丁目○番○号※3

取締役 法務 太郎

印

登記所届出印（会社実印又は認印）

※1～※4には、それぞれ
※1→本店（変更後の本店）
※2→商号
※3→取締役の住所及び氏名
※4→代理人の住所及び氏名
を記載します。

{ 東京都千代田区□□〇丁目〇番〇号※4
 上記代理人 法務 三郎 } (印)
 連絡先の電話番号 03-1234-5678

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、取締役の押印は必要ありません。

〇〇地方法務局 御中

委任状の例

委任状
 東京都千代田区□□〇丁目〇番〇号
 法務三郎
 私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。
 本店が、町名変更により平成30年1月1日東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号になったことに伴い、その変更の登記を申請する一切の件
 平成30年〇〇月〇〇日
 東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号
 千代田商事有限公司
 取締役 法務 太郎 (印) (注)
 (注) 登記所に提出している印鑑又は認印を押してください。

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 ← 分かる場合に記載して下さい。

1. 商号 みなと商事株式会社

1. 本店 東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号 ← 登記されている本店所在地

1. 登記の事由 代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 平成30年1月1日町名変更による
代表取締役法務太郎の住所変更
住所 東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号 ← 町名変更後の住所

1. 登録免許税 登録免許税法第5条5号により非課税

1. 添付書類 町名変更証明書 1通
委任状 1通 ← 代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 30年 月 日 ← 申請書提出年月日

東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号※1

申請人 みなと商事株式会社※2

東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号※3

代表取締役 法務 太郎



登記所届出印（会社実印）

※1～※4には、それぞれ
※1→本店
※2→商号
※3→代表取締役の住所（変更後の住所）及び氏名
※4→代理人の住所及び氏名を記載します。

契
印

{ 東京都千代田区□□〇丁目〇番〇号※4
上記代理人 法務 三郎 }

印

代理人が申請する場合のみ、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。

連絡先の電話番号 03-1234-5678

東京法務局〇〇出張所

御中

委任状の例

委任状

東京都千代田区□□〇丁目〇番〇号
法務三郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。
代表取締役法務太郎の住所が、町名変更により平成30年1月1日東京都千代田区
神田□□町〇丁目〇番〇号になったことに伴い、その変更の登記を申請する一切の
件

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号
みなと商事株式会社
代表取締役 法務太郎^印（注）

（注） 登記所に提出している印鑑を押してください。

<記載例 4> 有限会社の代表者の住所変更

受付番号票貼付欄

1. 会社法人等番号 0000-00-00000000 ← 分かる場合に記載して下さい。

1. 商号 みなと商事有限会社

1. 本店 東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号 ← 登記されている本店所在地

1. 登記の事由 取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 平成30年1月1日町名変更による
取締役法務太郎の住所変更
住所 東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号 ← 町名変更後の住所

1. 登録免許税 登録免許税法第5条5号により非課税

1. 添付書類 町名変更証明書 1通
委任状 1通 ← 代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 30年 月 日 ← 申請書提出年月日

東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号※1

申請人 みなと商事有限会社※2

東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号※3

取締役 法務 太郎



登記所届出印 (会社実印)

※1～※4には、それぞれ
※1→本店
※2→商号
※3→取締役の住所（変更後の住所）及び氏名
※4→代理人の住所及び氏名を記載します。

契
印

{ 東京都千代田区□□〇丁目〇番〇号※4
上記代理人 法務 三郎 }

印

代理人が申請する場合のみ、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、取締役の押印は必要ありません。

連絡先の電話番号 03-1234-5678

東京法務局〇〇出張所

御中

委任状の例

委任状

東京都千代田区□□〇丁目〇番〇号
法務三郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。
取締役法務太郎の住所が、町名変更により平成30年1月1日東京都千代田区神田□□町〇丁目〇番〇号になったことに伴い、その変更の登記を申請する一切の件

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号
みなと商事有限会社
取締役 法務太郎^印（注）

（注） 登記所に提出している印鑑を押してください。

(住居表示についてのお問い合わせ先)

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1
千代田区 地域振興部 コミュニティ総務課
コミュニティ係

月～金 8:30～17:00

電話 03-5211-4180 (直通)

FAX 03-3264-7989

E-mail komisoumu@city.chiyoda.lg.jp

(登記についてのお問い合わせ先)

〒102-8255 東京都千代田区九段南 1-1-15
東京法務局

月～金 8:30～17:00

電話 03-5213-1234 (代表番号)

03-5213-1330 (不動産登記申請)

03-5213-1337 (商業・法人登記申請)